

新たながん診療提供体制の概要

【課題と対応策】

- ①拠点病院間の格差の存在
→人材配置要件、診療実績要件等の強化、相談支援体制の充実によるさらなる質の向上及び一定の集約化
- ②拠点病院未設置の空白の2次医療圏の存在
→緩和ケア、相談支援及び地域連携等の基本的ながん診療病院の新設。
- ③特定のがん種に特化した診療を行う病院の存在
→特定のがん種に対するPDCA体制の構築
- ④がん診療提供体制に関するPDCA体制の構築
→国立がん研究センター、都道府県拠点病院による各拠点病院への実地調査等、
→各拠点病院での院内のPDCAサイクルの確保(患者QOL把握・評価等による組織的改善と実施状況の報告・広報体制の整備等)

現行

見直し後

情報の可視化

強化 國立がん研究センター
都道府県拠点病院
国内、都道府県内のがん診療に関するPDCA体制の中心的位置づけ

強化 地域拠点病院
・指定要件強化による質の向上
・高度診療に関する一定の集約化
・都市部への患者流入への対応
・複数指定圏域における役割・連携の明確化 等

新地域がん診療病院

空白の医療圏
(108箇所)

新特定領域
がん診療連携拠点病院
・特定のがん種に開して多くの診療実績を有し、拠点的役割を果たす医療機関の制度的立位置づけの明確化

新指針による診療実績に関する要件の変更について

地域がん診療連携拠点病院 (現行の要件)

・年間入院がん患者数が1200人以上であることが望ましい。

地域がん診療連携拠点病院(新指針)

下記1または2を概ね満たすこと。

1. 年間新規登録患者数 がん診療連携拠点病院の年間新規登録患者数 がん診療連携拠点病院の年間新規登録患者数	年間新規登録患者数 がん診療連携拠点病院の年間新規登録患者数 がん診療連携拠点病院の年間新規登録患者数
--	---

2. 年間新規登録患者数 がん診療連携拠点病院の年間新規登録患者数 がん診療連携拠点病院の年間新規登録患者数	年間新規登録患者数 がん診療連携拠点病院の年間新規登録患者数 がん診療連携拠点病院の年間新規登録患者数
--	---

・当該2次医療圏のがん患者を一定程度診療していることが望ましい。

- ※1 平成23年度現況報告による年間新入院がん患者数が900～1200人のがん診療連携拠点病院の平均値(±2SD)を目安に設定(がん診療提供体制のあり方にに関するVWG報告書)

- ※2 分子:各施設の年間新入院がん患者数
分母:患者調査による1ヶ月間の「病院の推計退院患者数(患者住所地もしくは施設住所地),
二次医療圏×傷病分類別」の当該2次医療圏の悪性新生物の数値を12倍したもの
分子には、がん診療連携拠点病院現況報告の数値を用い、
分母には、原則として患者調査の最新公開情報の数値を用いる。

新指針による診療従事者に関する要件の変更について

地域がん診療連携拠点病院 (現行の要件)

地域がん診療連携拠点病院 (新指針)

専門的な知識及び
技能を有する者

新 手術療法

放射線治療

新 放射線診断
医 師

化学療法

新 放射線診断
病理解剖

診療放射線技師

新 放射線治療に
携わる看護師
医 師
以外 の 従 事 者

・専任の放射線療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置。当該医師は、原則として常勤。また、専従が望ましい。

・専任の病理診断に携わる医師を1人以上配置。当該医師については、原則として常勤である。

・専従の放射線療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置。当該医師は、原則として常勤である。

・専任の放射線治療に携わる専門的の診療放射線技師を1人以上配置すること。

・専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等を1人以上配置すること。

・専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置すること。
・専従の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を専従が望ましい。

・専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置。

・専任の細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置すること。

・専任から専従へ階級化し、以下を追加。当該実務者は

・常勤の医師の配置を求める。

・専任から専従へ階級化。

・専任を求め、原則として常勤。

・常勤必須へ階級化。原則として専従を求める。

・常勤を必須化。

・専任の医師を配置することが望ましいとする。

・専任の放射線治療を行う場合は、専従かつ常勤の診療放射線技師の配置を求め、当該技師は放射線治療専門放射線技師であることが望ましいとする。

・専任の放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置すること。

・専任の放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置すること。

・専任の放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置すること。

・専任の放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置すること。

・専任の放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置すること。

・専任の放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置すること。

・専任の放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置すること。

・専任の細胞診断に係る業務に携わる者の配置を求める。

・専任の細胞診断に係る業務に携わる者の配置を求める。

・専任の細胞診断に係る業務に携わる者の配置を求める。

・専任から専従へ階級化し、以下を追加。当該実務者は

・常勤がん登録実務者による研修を受講した専任の登録の実務を担う者を1人以上配置すること。

・医師の配置を求める。

・放射線治療を行な場合には、専従の医師の配置を求める。

・常勤かつ原則専任の医師の配置を求める。

・常勤必須へ階級化。原則として専従を求める。

・専任の医師を配置することが望ましいとする。

・専任の放射線治療を行う場合は、専従かつ常勤の診療放射線技師の配置を求め、当該技師は放射線治療専門放射線技師であることが望ましいとする。

・専任の放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置すること。

・専任の放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置すること。

・専任の放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置すること。

・専任の放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置すること。

・専任の放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置すること。

・専任の放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置すること。

・専任の放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置すること。

・専任の放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置すること。

・専任の細胞診断に係る業務に携わる者の配置を求める。

・専任の細胞診断に係る業務に携わる者の配置を求める。

・専任の細胞診断に係る業務に携わる者の配置を求める。

・専任から専従へ階級化し、以下を追加。当該実務者は

・常勤がん登録実務者による研修を受講した専任の登録の実務を担う者を1人以上配置すること。

奈良県地域がん診療連携支援病院について

○概要

国が指定するがん診療連携拠点病院等と連携を図りながら、がんの専門的な医療の提供等を行う医療機関を「奈良県地域がん診療連携支援病院」として指定。指定期間は2年間。

○主な改正内容（平成26年1月24日 要綱改正）

「奈良県地域がん診療連携支援病院」の指定要件について、がん診療連携拠点病院ががない2次医療圏に整備される「地域がん診療病院」と同様の指定要件に変更した。

- ① 県民への安心かつ適切ながん医療の提供に向け、連携先のがん診療連携拠点病院をあらかじめ明確にすることを求め、連携すべき内容を定めた。
- ② 国の指定要件に準じ、診療実績について要件を見直した。
「年間入院がん患者数1,200人以上が望ましい」
→「2次医療圏内のがん患者を一定程度診療していることが望ましい」
- ③ 国の指定要件に準じ、緩和ケアの提供について具体的な内容を定めた。
- ④ 2次医療圏内の医師等を対象とした研修の実施については、国が指定するがん診療連携拠点病院等が実施することから、指定要件から削除了。
- ⑤ 国の指定要件に準じ、患者やその家族への情報提供を充実させた。
- ⑥ 国の指定要件に準じ、診療従事者についての要件を見直した。
- ⑦ その他、病理診断室の設置など、国の指定要件に準じ、要件を見直した。
- ⑧ 知事が「奈良県地域がん診療連携支援病院」を指定するに当たり、奈良県がん診療連携協議会の意見を聴くものとした。

がん診療連携拠点病院等の区分

種類	整備数	指定者	役割	指定期間
都道府県がん診療連携拠点病院	都道府県に原則1カ所	厚生労働大臣 (知事推薦)	地域がん診療連携拠点病院の役割に加え、県内のがん診療に関するPDCA体制の中心的位置づけ	4年間
地域がん診療連携拠点病院	2次医療圏に原則1カ所	厚生労働大臣 (知事推薦)	①専門的ながん医療の提供 ②がん診療の連携、がん患者への相談支援・情報提供等	4年間
拠点病院のない2次医療圏に原則1カ所	厚生労働大臣 (知事推薦)	緩和ケア、相談支援及び地域連携等の基本的がん診療の確保	4年間	
地域がん診療病院	特定のがんについて、県内で最も多くの患者を診療する場合	厚生労働大臣 (知事推薦)	特定のがん種において県内で拠点的役割	4年間
特定領域がん診療病院	制限なし	知事	国が指定するがん診療連携拠点病院と連携を図りながら、専門的ながん医療の提供	2年間
奈良県地域がん診療連携支援病院				

新

新